

論 説

英国人植民地支配に内面化した空間の矛盾

—— 香港の観塘開発における戦後工業化と官有地政策 ——

水 岡 不二雄

第一節 問題の所在

香港は、「アナクロニズムと特異性」<sup>1)</sup>と呼ばれる異民族支配の体制下におかれながら、NIESの一員となるまでに工業化を成功させた。近年論じられているように、この工業化過程は、必ずしも香港政庁やフリードマンなどが語る自由放任「laissez-faire」主義に由来するものではなかった。香港における「自由放任主義」の神話は、実のところ、「自由貿易帝国主義」<sup>2)</sup>の思想的末裔であり、国境の向こう側の社会主義統制経済に対抗してうみだされた社会統合イデオロギーにはかならなかった。このイデオロギーのペールを剥ぎ取ったところには、植民地政庁の手になる組織的・計画的契機の積極的役割がひそんでいた。<sup>3)</sup>

そこでは、空間が社会の下支えとして社会と不可分の一体をなす、<sup>4)</sup>という命題が、政策変数の一つとして貫徹していた。香港全土を中国人原住民から収奪して宗主国英国（女王）が官有地として所有したという事実をふまえ、香港の特徴を、輸出型軽工業化ばかりでなくこの土地制度に求める考え方も、最近一般に生まれている。例えば、

香港の「不動産資本主義」の危うさを指摘した新聞記事は、次のように述べている。

香港経済で不動産が占める比重は極めて高い。土地所有者である英国女王に供給をまかされている香港政府と寡占状態にある財閥系デベロッパーの需要側の手で、管理しやすい構造になっている。政府は中国側の要請もあつて毎年の土地放出量の上限を決め、供給過剰を避け、資金力豊かなデベロッパーだけが自社の計画にあわせて応札する。

もつとも、この関係は、「中国側の要請」に由来する近年だけの現象ではなく、その源流は遠く、一九世紀のニュージーランド開発に積極的役割を果たしたウェイクフィールドの「近代植民理論」にまでさかのぼる。香港植民地を支配する民族・英国人による植民地の領域からの富の収取が、香港「植民地経営」の根幹の一つだったのである。

一般に植民地経営という場合、そこで獲得される地下資源や農産物など物質的富の収取が、その根幹をなす。だが香港は狭隘で、南アフリカのように地下資源もなく、マレーのように農園設置が可能な広さの絶対空間（広がり）もない。香港にあるのは、グローバルに広がる経済・社会の連関の中におかれた位置（相対空間）である。植民地の成立以来第二次大戦まで、香港は一貫して対中中継貿易基地として、グローバルな経済の広がりの中から富を収取してきた。そして、中華人民共和国が成立しこの機能が縮小してからは、輸出型工業の基地という新しい機能で、なおその位置をグローバルな経済の中に確保し続けた。こうした相対空間の関係を香港が確保でき、グローバルなコンテクストで使用価値が生じたとき、英国が中国人から収奪して得た香港域内の絶対空間は、それ自体がひとつの「資源」となつてたち現れる。この官有地から富をどのように収取するかは、地下に眠る天然資源をどう開発し収取するかと同じく、植民地経営に根幹の課題をなした。

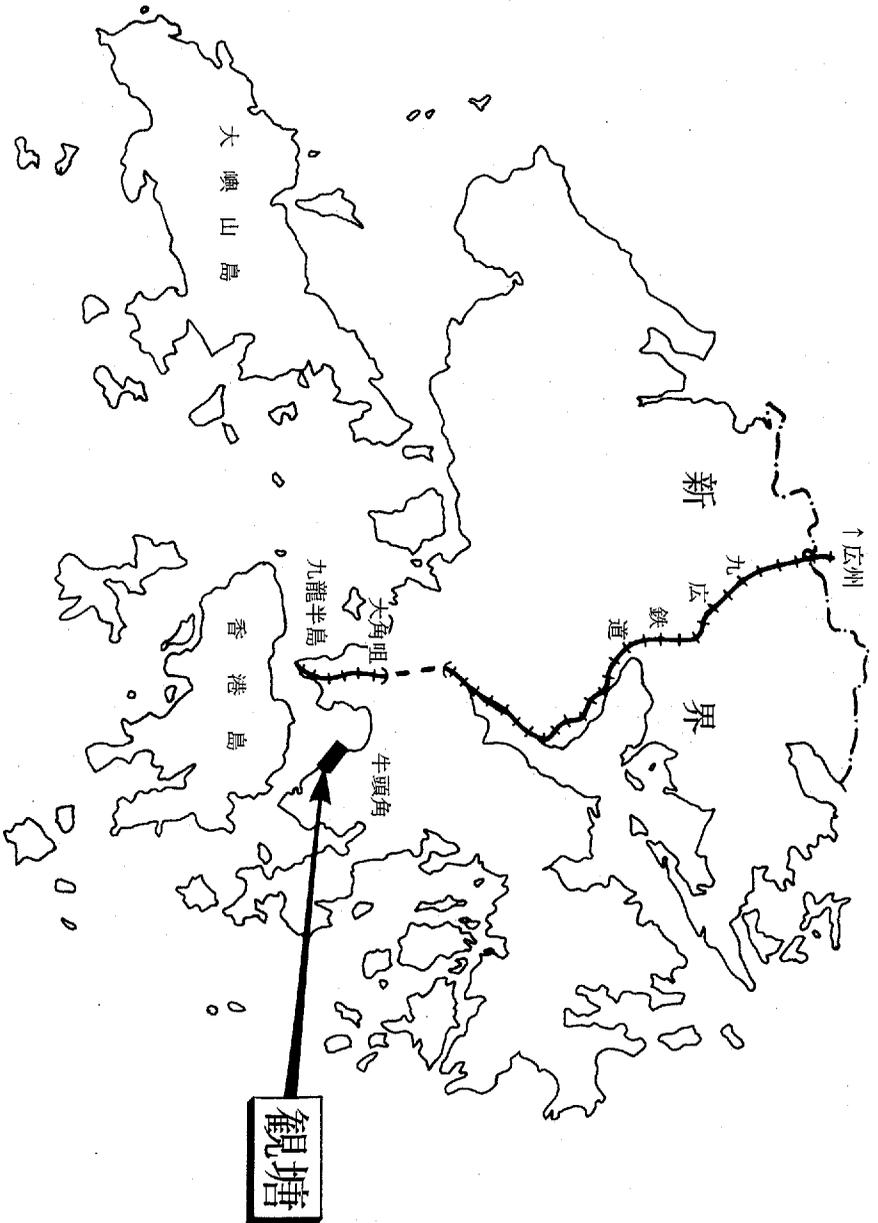
もつとも以上には、絶対空間からの富の収取に基づく植民地経営ゆえの根本的な矛盾が潜んでいた。すなわち、官有地という絶対空間からの富の収取を図ろうとすれば、国際競争力をもつ工業生産を振興しグローバルな経済における香港の相対的な位置づけを強化せねばならない。だがそのために政庁は工業の作用空間を安価で提供する必要があり、すると絶対空間からの富の収取は困難となる。ここから発生する産業資本家と土地所有者との対抗的な階級関係と、植民地の異民族支配が直接にもたらす英国人と中国人との間の民族的対抗とが複雑に絡み合ったところに、英領植民地・香港の経済社会諸過程は成立していた。

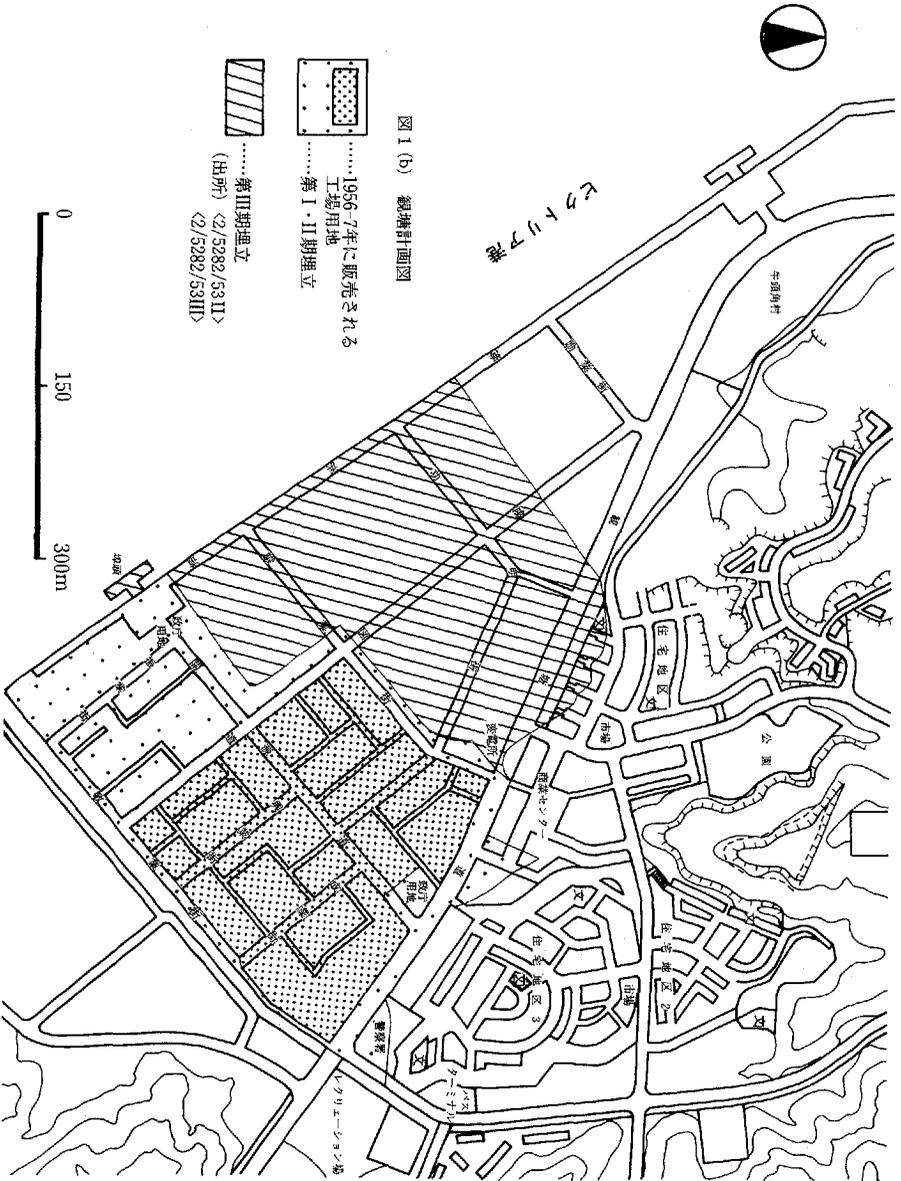
このように、香港の空間を包摂したところにある社会諸関係は、独立国と比べ相当にこみいつていた。香港植民地の安定は、こうしたネクサスのすべてを巧みな手練手管でまとめあげ、諸民族・諸階級間の社会統合に成功し得た場合にだけ可能であった。

以上のような問題意識より、これまでに筆者は、「空間」の契機がどのように植民地・香港の社会・経済諸関係をささえ、英系白人が原初的空間から富を収取し、また香港のなかにこの収取を可能とする空間編成の生産をもたらしたか、分析を行ってきた。<sup>①</sup>本稿では、これに基づき、上記の矛盾を具体的事例によって論ずる。すなわち、戦後も香港を支配し続けた香港英国人を中心とする「支配階級同盟」<sup>②</sup>が中華人民共和国から流入してきた未熟練の難民に職を供与し、それにより植民地の安定した社会統合と支配の正統性維持をはかるために工業化をささえる空間編成をおしすすめねばならない、という要請と、官有地から富を収取するという植民地経営との間にどのような矛盾の連関が存在したかを、香港政庁の手になる開発プロジェクトの進行過程の分析から明らかにする。

観塘 (Kun Tong 図一) は、戦後もつとも早く一九五〇年代に植民地政庁が、工業の生産空間と低賃金労働者の生活空間を結合し、両者をあわせた全体として「局地的領域産業体系」<sup>③</sup>を支える都市建造環境を創出しようとした場所である。ここから、観塘開発が、その後沙田・荃湾・屯門・将军澳などと続く政庁の手になる一連のニュータ

図1(a) 観塘の位置 (海岸線は、1946年現在)





ウン開発に基本的ライトモティーフを与え、この開発を「香港ではじめての都市拡張計画であり、もつとも早く公的に設計されたニュータウンである」と規定する考え方が生まれた。しかし忘れてならないのは、まさにこの觀塘開発をめぐる對抗の過程を経て、香港の植民地経営は、絶対空間から富を生産する過程としての自己を確立したこゝとである。この事実との關係で、本開発を認識しなくてはならない。

## 第二節 工業開発をささえる公的な空間生産過程をもたらしした諸要因

### 一 グローバルな経済の中で、香港がおかれた相対空間上の位置の変化

香港の植民地支配のなかで、産業資本の発展、ならびに空間からの富の収取と関わる組織的・計画的契機は、どのように構想されてきたのだろうか。觀塘の工業開発過程を考察する概念的枠組みを得るうえで、まずこの点を總括的におさえておこう。

周知のように、香港植民地の成立以来の経済基盤をなした対中継貿易機能は、中華人民共和国成立後、急速に衰退を余儀なくされた。朝鮮戦争に中華人民共和国が参戦して国連軍・アメリカ合衆国と敵対したことから、国連による対中禁輸措置が一九五一年五月一八日に実施されると、香港経済は直接的打撃を被った。シチエパニックの推計によれば、五一年からその翌年までに、従来の伝統的所得源（中継貿易業）からの収益減少は三五%に達した。<sup>(15)</sup> 中継貿易に代って香港に新たなグローバル経済の中の相対的位置を与えることは、いまや、植民地そのものの存在にかかわる焦眉の課題であった。

これに代る基盤の素材は、幸いにも外生的に提供された。それは、中華人民共和国からの難民であり、中継貿易が盛んだったころからあった英系植民地資本ならびに華僑資本を通じた海外市場との結びつき、とりわけ特惠関税

によって保護された対英本国・英連邦市場であつた。日本の敗戦に伴う東南アジア市場の空白も、市場拡大に有効であつた。

もつとも、これらの契機が揃つただけでは工業化は成功しない。実際の生産過程と労働者の居住という、工業化を支える都市建造環境の要素が、香港の政治領域に生産されねばならない。五五年五月に開かれた政庁の行政評議会に、「観塘の新しい工業地区」と題して、植民地総督府 Colonial Secretariat が提出した会議資料は、この点を明確に認識してゐた。

「香港」植民地の利益からいつて、工業は単に維持されるべきというのみならず、積極的に振興され育てあげられるべきものである。／今日、地元の工業は、たいへん困難な状況のもとにおかれている。地元の市場はどちらかというととるにたらないので、繁栄のために地元の産業は輸出市場に依存せねばならない。：かくて「地元」産業は、激しい競争にますます直面する。：それゆえもつとも重要なことは、競争のために、香港の生産者たちが費用を低く維持し続けねばならない、ということである。多くの生産者は、近代的な機械や経済的な運営方式の導入によってこのことに大きく成功している。：もつとも望ましくない方法は、賃金をぎりぎりの生存水準にまで切り下げること、これは英本国政府や国際諸機関とのトラブルを導きかねないものであろう。：生産者が現時点で克服できないハンディキャップが一つだけあつて、それは工場が建っている土地の高い費用である。今日の高費用には、投機・遊休資本の流入・住宅不足といった、長期的な土地の経済価値とは無関係なところからくる帰結である部分がかなり多い。：政庁が工業へのいかなる直接的助成も否定しているところからして、供与することが可能な唯一の援助は、土地を工業に対し、安くはないが適切な価格で利用できるようにすることであると考へる。：生産が拡大しないかぎり、植民地は将来のある段階において、今日「スクォッターから」再居住が

すすめられている人口を扶養できない状態におかれよう。(強調水岡)

ここで植民地政庁は、工業化のためにとるべき政策分野を、中国人企業者への直接的資金助成ではなく、工業化の下支えとなる土地・すなわち空間の生産にはつきり限定している。こうした政策を提言できた背景には、香港の支配階級同盟の中に、工業化の担い手でありながら植民地の被支配階層である香港在住中国人(以下本稿では「香港中国人」とよぶ)からなる零細企業者の權益が代表されず、また議會制民主主義が存在しないため、香港中国人が選挙を通じてその要求を政庁の政策に反映できない政治状況があつた。

とはいえ、中華人民共和国からの難民がかたちづくるスコットター人口をそれなりの賃金・労働条件の下で労働力商品化して生活を安定させ、植民地香港を社会統合することは、必須の要請だつた。この統合を支え得る空間がうまく編成できなければ、難民などの不満は暴動・反植民地闘争に転化し、異民族支配は経済的・社会的正統性を失つて、植民地解放を支えた戦後の国際世論に包囲され、香港植民地は崩壊せざるをえない。一方で、商品生産を通じた民衆の所得増大による社会統合・植民地支配の正統性確保、他方で、政庁の所得の源泉として空間からの収入増大、という対立する二つの課題を統一し、それによつて、香港植民地の政治・社会を安定化させ、中華人民共和国から独立した政治空間を維持するため、香港の域内でも相應の空間編成が生産されねばならなかつた。

## 二 スコットター問題とその解決の模索

まず前提に、戦後英国による香港再占領以来激化したスコットター問題があつた。

中国大陸からの難民の多くは、香港の官有地に許可なく居住した。その人口は二五万人から五〇万人の間にくれ<sup>⑩</sup>があり、主に九龍半島北部とその東方にひろがつて、売春・不衛生・火災・犯罪・スパイなどの問題が生じた。

そこで、一九四八年六月の「Report of Interdepartmental Committee on the Squatter Problem, スクオッター問題に関する部局間委員会報告」(四六〇二/四八)は、スクオッターを二類型に分け、別個の対応をとることを提案した。第一類型は仕事をもった「品行方正な職人 respectable artisan」、第二類型は「貧困者あるいは悪い品性の人々 destitutes or bad characters」である。この類型区分は、革命以前の中国に存在した都市と農村との格差がそのまま香港という一つの領域に社会階層として転置されたもので、これに基づく「差別的政策」に客観的根拠がなくはなかった。

この政策実行のため、五〇年一二月の行政評議会は、第一類型のスクオッターを都心に比較的近い「認可地区 approved areas」に定住させ、第二類型は都心から遠い「黙認地区 tolerated areas」に追立てる提案を行った。租借地で既成市街地から遠い新界南部に、技能・経済能力に乏しくむしろ治安上の問題を引き起こしかねない中国人たちを配置するという、強行的なセグリゲーションである。

だがスクオッターたちは、雇用機会へのアクセスが困難な「黙認地区」へ容易に移動しようとしなかった。とりわけ遠い牛頭角 Ngau Tau Kok の目標達成率は、惨めだった。九龍半島にあり市街地に近い何文田では、二九二六戸のスクオッターが五二年一〇月までに立地し、計画は四八・八%達成されたのに対し、牛頭角では、わずか二一九戸が立地したにとどまり、計画達成率は三・七%という、この時点での全体の達成率三二%をもはるかに下回る惨めな結果にとどまった。二一六/三〇九一/四八IIIの二二四一。むろん軍隊や警察力を動員しスクオッターを主力で「黙認地区」に追立てることは、物理的に可能としても、ほんの先ごろ起こった日本軍政当局の悪名高い政策を彷彿させかねず、戦後香港の英国による「解放」という香港再占領の正統性を著しく傷つけかねない。こうした論点から反英の動きが香港中国人に沸き上がっていることは、政庁にも報告されていた。かといって、スクオッターを都心近くに放置しておけば、やはり治安悪化が危惧され、植民地の社会統合は危機に陥りかねない。

手段は、経済的な動機づけしかなかった。こうして、工場を都心から立地移動させることや、この工場に近隣のスクオッター住民を雇用させることを通じて「黙認」地区周辺に安定的な雇用機会を積極的につくりだすことへの検討がはじまった。資本と労働力との空間的結合をはかりうる局地的な工業空間としての「局地的産業体系」が編成されれば、工業生産にもとづく資本主義の生産関係を香港に確立することができるのである。

### 三 牛頭角の黙認地区周辺に「局地的産業体系」を生産する計画の始動

このための最適な立地点は、既成市街地から空間的に隔離され治安対策に有利であるため設定されたスクオッター黙認地区のうち、もっとも規模の大きい牛頭角であった。この場所は、一九五二年二月一〇日に社会福祉官が市政局主席にあてて書いた覚書の、次の指摘へ一／三一八一／五二〇のなかに早くもあらわれていた。

再定住地区で雇用を提供するということは、再定住計画のなかでもっとも重要な側面であろう。雇用さえあれば、スクオッターは、再定住地区でなら計画されているはずの水も清潔さもなにも事実上ない、急峻な斜面にさえ住むことができる。：スクオッターたちがこうした身の毛もよだつような地区を選び、水・衛生・追い立てや火事にあわない保障がある牛頭角に行こうとしないのは、既存のスクオッター地区から働きにでかけられるからである。：それゆえ、「スクオッターを」牛頭角に行かせようとするならば、そこには、きちんと計画された都市開発ならびに小屋の定着についての管理がなくてはならない。：都市計画者は、すべての工場・倉庫・商業施設を中心地区に配置してきた。：それゆえ、もしスクオッターたちが分散されなくてはならないものとするれば——そしてこれが再定住政策の本質なのだ——、商業・工業施設の分散もなくてはならない。：これを徐々にもたらすための三つの方法は、／(I)九龍半島でこれ以上工場に土地を売ることを拒否すること、／(II)九龍半島において

工場用地としての許可を少しずつ取り消して行くこと、／＼(Ⅲ)二―三人の家族構成員以上を雇用するすべてのスクォーター工場を撤去すること。／＼これらの工場はすべて、いまや、新しい牛頭角か荔枝角の海岸にある帯状の土地に配置してもよいものである——これらの地区はどちらも、よい海陸の交通を有している。

以上の基本的な考え方のもとに、五三年一二月に牛頭角に存在することが予想される六万人のスクォーターのうち、一五―五九歳の人口男女あわせ約四万人に対応する雇用機会が一・二万人分であるとする、おおまかな試算が示された。

この指摘を受け、市政局主席は、同月二〇日付で、植民地長官に覚書「スクォーターの除去——促進のための提言 Squatter Clearance——Suggestions for Acceleration of (No.1)」へ「六／三〇九一／四八Ⅲ」を提出した。そこでは、スクォーター再定住政策の遅れの「二つの真の理由」を、スクォーター除去後の空地利用の遅れと、一部の再定住地区・とりわけ「黙認地区」の雇用不足、の二点に求め、とくに後者について、「再定住地区での雇用」を「全問題の核心」と指摘し、牛頭角に「衛星都市」を建設する意義を次のように説いた。

われわれが「黙認地区」に設けようとしているのは、ベッドタウンではなく衛星都市である。何文田を除き、各々それ自身の産業をもたなくてはならない。場所はある。非合法のスクォーター地区は、工場や作業場でぎゅう詰めだ——未登録で、多くの場合、危険物や可燃物を保存する非合法の部屋を用いている。理由はどうかあれ、こうした工場こそまず真つ先に現在の危険な立地点から、「工場」求められている再定住地区に移動させられなくてはならない。／＼火事で焼けた工場については、なんらかの財政援助があってもよからう……。その条件は、非熟練労働者を雇うとき、そのそばの再定住地区の居住者に優先権が与えられなくてはならない、ということだ。

#### 四 産業資本側からの、工業用地開発への要求

これと同時に、香港工業化においてその直接的生産過程を担う中国人企業家たちの組織、中華總商會 Chinese Manufacturers' Union から、牛頭角での工業用地開発への積極的支持と、政策過程への直接の参画の要請があがってきた。

同商會副会長である余達之 U Tai Chee は、五三年四月二〇日付の市政局主席あて書簡へ二一／三二八二／五二〇で、この工業用地を管理の行届いた工業中心とし近隣の再定住区域から多くの労働者を雇用することを求め、工業用地の測量・計画・配分の任を引き受ける意向を表明し、あわせて、地上権利用の期限を五年（さらに五年延長する選択権つき）とし、用水・電力・埠頭・道路・電話などが利用できる取計らいを求めた。また、七月一六日付『South China Morning Post』では、中継貿易の衰退を工業発展で補うため、大量の遊休資本と多数の技能労働者をかかえる地元の中国人企業家たちが政庁と協力する用意があり、これに対し政庁は特定地区を工業開発し、そのための政庁の委員会に中華總商會代表を加えるべきことを唱えた。

これを受け、以前スクオッター政策を提言した補佐官は、中華總商會と協同しつつ牛頭角に工場地区を開発するプロジェクトを、八月一〇日植民地副長官に進言したへ二一／三二八一／五二〇の M 三三。さらに、輸出型工業化が成功したとき、「市街地のなかで不法居住が再開されるか、外縁部の開発が進むか——これは採用される政策にかかっている」とし、工業化を基盤とする経済成長を支える空間整備と開放を計画的に行うことも求められた。

経済長官はこれをとおりあげ、その一〇月六日付覚書へ二一／三二八一／五二〇の M 八〇で、このプロジェクト実現のための具体的な過程について、政庁自身が行う建造環境整備政策を、個別工業資本という経済主体間の競争の事後的な「見えざる手」を誘導し組織する先行的な「見える手」として明確に位置付ける立場を、次のように植民地

長官に示した。

政庁がなすべきことは、地区を選びだし、それを住宅用地と工業用地にどう区分するかをいわば選定し、それが秩序あるやり方で開発されるよう取り計らうことだ。牛頭角であれば……そこに到達するための施設を供給し、良好なアクセス道路や数個の埠頭を建造し、座して待て。十分な数「の経済主体の諸施設」が設置されたなら、そのためのニーズを供給することを考えよ（強調は水岡）。

### 第三節 靚塘の局地的産業体系生産をめぐる、産業資本と土地所有との階級闘争

香港において、工業の作用空間開放に際しては、物理的な空間の利用可能性とともに、地上権価格が問題であった。官有地を植民地経営の根幹的資源として位置付ける政策では、地上権価格を極大化しなくてはならない。だがここには、すでにみた、地上権からの収益を極大化するのに植民地政庁は工業化を推進せねばならず、そのためには当の植民地政庁が地上権価格を切り下げなくてはならない——という二律背反が潜んでいた。

次に、香港植民地独自のこの矛盾からくる香港中国人産業資本と土地所有者（香港全土を所有した英国人）とのあいだの階級闘争<sup>23</sup>、そして、英国人支配者の内面にある、香港の空間からの所得獲得と国際競争力強化によるグローバルな空間的位置の確保という複合的なジレンマが、香港の支配階級内部でいかに対抗関係として自己を表出したか、検討しよう。

## 一 香港中国人を中心とする、産業資本家階級の立場

すでに、香港の高地価は当時の産業発展に否定的影響を及ぼし、当時香港と似た状況におかれた英領植民地シンガポールとの地域間競争の様相さえ呈していた。中華總商會の側からは当然、安価な工業用地を政庁が提供するところで地価高騰の問題が回避されるよう大きな期待が寄せられた。この状況を、財政長官事務取扱は、五三年一月八日付植民地長官への覚書へ一／三一八一／五二のM九で、次のように述べている。

余達之氏が政庁から求める主たる援助は、安価な土地である。土地の高価さは、当地での産業発展の主要な障害となってきたという考えを、私はずっと持っている。この高価さは、土地の「経済的利用」がなされるよう保障するため高層の建築合約 *covenant* を強く求める政庁自身によって、一層のことうながされている。土地の「経済的利用」とは、通例、すぐに利益のあがる利用のことをいう——これは、現在のところ、過密居住の民間アパート *domestic tenements* を建築する、という利用の仕方である。／こうしたことがもたらすひとつの悪しき帰結は、産業家たちが、その利用可能な資本の過大な部分を、生産設備ではなく、土地・建物にまわさなければならぬ、ということである。／余氏の頭の中に、シンガポールでの最近の発展があるのは、疑いもなからう。シンガポールでは、「植民地開発及び厚生公団」 *Colonial Development and Welfare Corporation* が工業地区を設け、そこではひろびろと造成された工業用地が、二〇年の期限にわたり低利子率で返済できる低い資本費用で供与されている。この結果、何軒かの工場は、すでに、香港からシンガポールへと引き寄せられていつてしまった。

さらに、商工業局長も、問題の緊要性を、次のように同年一二月二九日付の植民地長官あて覚書で訴えたへ一／

三二八一／五二のM一九。

牛頭角の計画はよいが、なぜ恒久的にならないのだろうか。多数の中規模および大規模の工場が、いま過密居住の民間アパートで操業していて、土地税が手ごろで運輸施設が利用でき、そして地上権の長期供与がなされるなら、そこに移ろうとうずうずしている。こうした工場は十分な資本をもっているか、さもなければ融資を受けられる。…／私は、…土地がもつとも高額の応札をした者に売られるべきであるという考えには反対だ…。政庁は遅滞なく、工場開発のために固定した土地税を課すことに同意する時が来たように思う。地元の工業の発展を援助するため、できることなら何でもやるべきだということを、強調してしすぎることはない。工業はここ「香港」にあって存在し続けるべきものであり、工業家たちは、新しい恒久的な工場の設立を奨励されるべきである、と私は堅く信じる。

こうした、土地を生産活動の作用空間とみなす産業資本階級からの立場は、五四年五月一四日付の部署間委員会 interdepartmental committee 報告△二／五二八二／五三一〇として、まず総括された。これは、同一月二八日付で植民地長官が、商工局・労働局・公共事業局・都市サービス局の代表に、従来治安対策の対象でしかなかったスクオッターに労働力商品としての経済的意義を認め、それを雇用する労働集約的生産過程のため工業用地開発を必要と実行可能性についての諮問を行ったのに答えたものである。

この委員会の職務権限 terms of reference は、植民地長官により次のとおりとされていた。

工場を建設するため、工業関係者に土地を有利な条件で貸与するためになされたさまざまな提案について調査と

報告をすること、長期政策について助言すること、非熟練労働として牛頭角からのスクオッターを雇用する工場が立地する工業用地を牛頭角再定住地区近傍もしくはこの現在の再定住地区内に開発する必要性と実行可能性について緊急に報告すること：ハ一一／三一八一／五二〇。

この部署間委員会は、中華廠總商會の余達之など二名、および戦前上海に基盤をもち、中華人民共和国成立後香港にやつてきて、香港では電力会社 (China Light and Power、中華電力) などを経営する有力な土着のユダヤ系英人企業家族カドゥーリ家の一員であるローレンス Lawrence Kadoorie、という計三名の民間企業家からヒアリングを行った。三月一二日に行われたヒアリング (ハ二／五二八二／五三二) では、地上権私下価格について、余達之側とカドゥーリ側との意見がわかれた。すなわち随意契約を支持する産業資本家の立場から、前者が、一平方はあたり五香港<sup>ドル</sup> (一<sup>㎡</sup>あたり五三・九<sup>ドル</sup>、以下ドルはすべて香港ドルを意味する) の価格とすることを求めたのに対し、後述の理由で競売を支持し土地所有者に近い立場をみせるカドゥーリは、これを低すぎるとして、八〇<sup>ドル</sup> という線を提示した。

こうした意見の相違を調整しつつまとめられた報告書は、まず総論として、工業開発の長期見通しにつき、香港「植民地の中継貿易が近年減少したことに鑑み、工業関係者に土地を有利な条件で供給するための措置がただちにとられなければならない」と、香港に新産業基盤をもたらず立場から植民地長官の意向を支持しつつ、既存の牛頭角再定住地区の近傍にあつてスクオッターを非熟練労働力として使える観塘に大規模な埋立を至急に行つて用地を確保する政策を提言した。この段階では、土地政策について、香港中国人産業資本家側の意見が大幅に取り入れられ、土地からの収入を多少犠牲にすることをいとわず、なお利用者側の便宜を考えた、次の例外的政策が打ち出された (報告書四三段落)。

「随意契約 private treaty」により払い下げられる観塘地区の工業および住宅用地は、本計画の見込み費用をまかなうに足るはずの一方、あたり五割の価格とすべきであるとわれわれは考へる。開発者の初期費用を軽減するため、開発者は用地を、その賃貸期間「観塘の場合この期間は二一年で、さらに一回二一年間延長する権利を伴うものとされた」を最大限とする合意された期間にわたる年賦で購買できるよう許されることが望まれる。この年賦には、五割の率の利子が含まれるものとする。

新界の他地区にあつて、民間の企業家に対する地上権払い下げは、九七年六月二七日までの期限で競売によるという原則が貫かれ、随意契約の方式は教育・宗教・社会福祉などのための施設用地に限られており、原価主義は一切採用されないとところからすれば、上記のような条件で観塘の工業用地を工業家に貸与する提言は、破格であつた。

またあわせて、同報告書は、余達之やカドゥーリらとの協議の結果、小規模工業への援助のため建物内部を分割して多数の小規模工場が入居できる「工場『アパート』『Flatted Factories』」の建設を前向きに考慮することも提言し、空間の集約的利用が企図された。

## 二 香港英国人を中心とした土地所有者階級の立場

この報告書は、五四年七月二七日の行政評議会に提出され、この前例のない部分も含め基本的に了承された。だが、同日の会議においてカドゥーリは、一方、あたり五割という価格に低いと改めて不満を表明し、一〇割という価格で随意契約しても工場はそれを支払う用意があるはずだ、と付帯意見を出した（二／五二八二／五三一の四五）。

さらに、同年八月一日の財務委員会において、この觀塘開發と、その資金として英本国政府の所管大臣の了承を求めて、英本国「開發基金 development fund」一千万を本開發に配分し、この資金を用地売却収入から返済する案件が審議されるに及び、既に七月の行政評議會で決定された隨意契約による土地払い下げ自体が間違いで通常の競売方式を採用すべきである、とする異議申立が委員から出された（二〇五二八二〇五三Iの四五）。

財務委員会は、別稿で述べたように、立法評議會の民間出身議員から構成され、当時その大部分は英系植民地商社・銀行経営に携わる英系白人資本家から成り、事実上香港における支配階級同盟の執行委員会であった。審議はすべて非公開のこの委員会こそ、香港英国人支配階級（一部の買弁的中国人も含む）の利害にそって実質的な政策意思決定がなされる場であった。そこでの土地所有階級の利害を第一義とみなす「巻き返し」は、重大だった。

表向きの反対理由は、低価格の隨意契約で地上権を払い下げた場合転貸して利益をあげる投機的業者介入の余地を生み、隨意契約で用途を指定されれば抵当権を付すのが困難となり、かえって企業経営にマイナスとなることであつた。だがカドゥーリは内々「この土地に対しては多数の申し込みがあるだろうから、政庁は土地の市場価値確保で損をすべきでない」と語っており、真のねらいが、市場を通じた空間利用配分を通じ、政庁の収入極大化を図るところにあるのは、自明であつた（二〇五二八二〇五三IのM六九）。

行政評議會で計画は曲りなりにも了承されていたため、「觀塘新工業地域に関する作業委員会 Working Committee on the New Industrial Area at Kun Tong」が改めて部署間にまたがって組織された。その職務権限は、「一九五五年三月に、工場として、また労働者の区画として利用できるよう、この地区「觀塘」の正確な計画図を至急に作成する」ことあり（二〇五二八二〇五三Iの四三）、商工署長代行アングスが議長をつとめ、労働局長 Commissioner of Labour、官有地監督補佐官 Assistant Superintendent Crown Lands、港灣施設技師長 Chief Engineer、Port Worksが委員に加わつた。この組織構成自体は、觀塘開發がいぜん産業政策として政庁内で認識されていたこ

とを物語る。しかしその実質的議題は、地上権払下方式の再検討であった。

五年九月一六日の第一回会議では、「政庁はすでに技能と労働者と経験を有してはいるがほとんど資本をもたない小規模の事業に、適正な価格で土地を提供する道徳的責務を負っている」「土地が随意契約で販売されるとき望ましいとされた一平方はあたり五<sup>ドル</sup>という価格は、政庁による埋立事業の費用をまかなって余りある」などの論点が出され、雰囲気はなお産業資本家側に好意的であった。結局、価格と土地配分方式はさらに検討を続けるという条件つきながら、従来どおりの随意契約方式維持という決定案が同年一〇月二六日の行政評議会に再度提出された。

しかしこの原案は、今度は行政評議会にて決定に至らず、商工署長（すなわち作業委員会議長）に対し、随意契約とする理由・満足行く土地配分方法について説明を求め、これをふまえ再度、財務委員会に随意契約案を諮ることになった（二／五二八二／五三一の七五）。

この係争問題は、翌五年三月、ついに立法評議会にのぼった。二日に行われた予算演説で、総督代行の任にあった植民地長官ブラックは、次のように述べている。

「対中禁輸という」戦略的規制が導入されたとき、「香港」植民地の経済は深刻なショックをうけたし、こんにちはずきり確立をみた相当の工業がなかったならば、そして伝統的な中継貿易が途絶したあとこの工業が持続し拡張することがなかったならば、このショックが大きな破滅になったとしてもおかしくなかっただろう。本植民地は、多くのものをその工業に負っている。……もしそれが存続すべきものならば、コストを切り下げ続けなくてはならない。……われわれは、いかなる形態の工業の保護にも、いかなる形態の直接助成にも断固として反対してきた。しかし、本植民地経済のこの本質的に重要な部分の維持を援助するため、われわれができることが一つある。それは、堅実な工業事業家に適切な価格で土地を供給することである。私は「堅実」ということを強調す

る。なぜならわれわれの政策は、本植民地の福利に対し決定的な貢献をする事業家を奨励すべきものだからである。

この、産業資本にどちらかという好意的な總督代行兼植民地長官の演説に対し、同月二三日の審議で民間出身議員、羅文恵 Lo Man Wai が行った次の意見はまさに、さきにふれた、土地所有階級としての財務委員会の立場を代表するものといふことができる。

「適切な価格」というのが正当な市場価格以下を意味するものであるならば、私はこの問題を慎重に検討せねばならないと感じる。居住用地であろうと工業用地であろうと、こんにち土地が高価格で売られていることは事実である。だがたとえそうであっても、こうした高価格を支払う工業事業家は、利潤のあがる経営をうまくこなしている。実に、英「本」国においては最近、「香港」地元企業に対し、余りに低費用で財の製造ができるので本国の産業がだめになるとして、強い抗議があがっているのだ。工場用地として広大な埋立地を開放することは、こんにちの高地価を引き下げる効果をもつものと私は考える。…もし政庁が土地を正当な市場価格以下で販売したならば、「汚職発生、抵当融資獲得困難など」多数の望ましくない厄介なことが見込まれる。…こうした理由より私は、土地は工業事業家に通常の条件で供与されるべきであると考える。このことより、価格は市場価格であるべきだ。

だが、すでに当時、香港製品が英本国で強い競争力をもち、香港経済を支えられるようになっていたのは、高地価を補償すべく過密となっている既成市街地に立地した劣悪な労働条件の工場で低賃金雇用されていた非熟練の工

クオッターたち・そして政庁の助成がなく「見えざる手」のおもむくまま必死に競争の努力を続けた零細な中国人産業者たちの努力ゆえではなかったか。かかる状況を、より長期な「植民地の福利」の視野に立ち、工業・住宅両者に関わる作用空間の供与により改善するのが、觀塘開發の目的だったはずである。

こうした点を十分認識しているといえない羅議員の発言に対し、中華廠總商會は、商工署長にあて、議長である許岳 Hui Ngok 名で、五五年四月二五日付で批判の書簡△／五二八二／五三一の七五二三を送り、次のように述べた。

「香港」植民地には工業への投資を待ちかねている利用可能な資本が豊富にある。必要な技術者や熟練・非熟練労働者もあつて、工業發展を可能にすることができる。しかしながら、これらの手段も、開發を奨励するような適切な価格での工業用地が不足しているため、大部分役に立たないものとされてしまいかねない。／：「觀塘開發が高地価を引き下げるといふ」危懼を正当化することには残念ながら同意できない。大阪を工業都市として開發し続けることは、東京の開發に影響を及ぼしてはこなかった。実際には、両都市が一緒に發展し続けているのである。／「中華人民共和国から」逃避してきた資本が土地・不動産価格を経済的でない水準にまで押し上げている現在の状況には、大きな危険があるとわれわれは考え、また、觀塘のような新しく埋め立てられた地区に自由市場を許すことは、長期的にみて、「香港」植民地の工業を、深刻な不利さに陥れることになるだろうと考える。ここでは、香港で營業する企業の資本の大きな部分が資本と原料ではなく土地と建物に縛り付けられことになる。／：われわれの工業は、「香港の」經濟生活にきわめて重要な役割をはたしていて、その健康な發展は、二一五〇万人の人口ひとりひとりとつての関心事であるはずだ。／居住物件の開發において土地費用がはたす役割について、政庁はすでに認識しており、スクオッターの再定住を含む多数の住宅計画に土地を投機的でない価格

で利用できるようにしている。こうして「住宅に」入居した人々に仕事を提供するという工業計画は、土地供給の条件について「住宅と」少なくとも同等の配慮を受ける価値があるとわれわれは主張する。／＼：製造業者たちは、関係する地区での土地投機の可能性をすべてなくすための、経済的価格で利用可能とされた土地の転売についての制限を受け入れる用意があると約束する。(強調原文)

しかしながら、以上のような意見をもつてしても、随意契約方式による官有地供給を求める立場は、しだいに政庁内で力を失っていった。五五年五月二四日の行政評議会に、「随意契約とすることの代案」として、二一年の地上権貸与期間中に転売や転貸を禁止する条項を加える、産業資本家の資金負担を軽減するため、年間地代は地上権の競売開始価格を二一年間にわたって資本還元した額とする、という修正案が出された。この案には「競売による」という文言はまったくなく、代りに、この方式は英本国の工業団地計画方式をほぼ踏襲している、という補足説明がつけられた、ぎりぎりの譲歩といえるものであった。だが、この譲歩案さえも、同日の行政評議会で合意に至らず、なお継続審議となった。

その後、作業委員会を構成する重要メンバーである商工署長と労働局長は、地上権払下を公開競売方式で行う点について、いくつかの条件つきながら、ついに最終的降伏を余儀なくされる。すなわち「限られた地区を、都市地区から移動してくる基準に満たない工場に「土地を」随意契約により再度供給するために、そして工場「アパート」を建設するためにとりのけておく」、土地利用主体の限定、地上権の期限を二一年間(更新可能)とする、地上権権利金は五%の利息・二一年間の年賦支払いを認める、払下げは用途地域指定にしたがって特定の工業に対して行う、土地の最適利用がなされるような建築契約を規定する、一定数の労働者を雇用する土地の利用者に隣接の住宅地区でその労働者用住居の供給を義務づける、以上が守られなければ地上権利用の権利を政庁は取り消せる、などの条

件であった。<sup>(28)</sup>

この再度の修正を行った上、觀塘工業開発についての議案は、五五年六月一四日の行政評議会において、第一期・第二期工事について、やっと了承された。

『*South China Morning Post*』同年九月二八日号は、第一期工事として五六年早々に完成する一七・五エーカー（七・一畝）の埋め立て、そして第二期工事として五七年七月までに完成する一五・五エーカー（六・三畝）の埋め立てに対し、用地申し込みを五五年一〇月末までに受け付けることを報道した。

これに対し余達之は、既成市街地において二三六〇階床が工場として登録を受けている、という労働局 Labour Department の報告を引用しながら、「二〇〇〇の用地が必要である」のに、決定された計画は「小規模工場を二〇〇ほど受け入れることができるにすぎず、拡張を希望する既存工場の需要はいわずもがな、直面する新設工場の需要を満たすことはできない」、と手厳しく批判した。<sup>(29)</sup> たしかに余達之のいうとおり、またカドゥーリがそれより以前に予測していたとおり、觀塘の工業用地に対する香港中国人産業家の需要圧力は、はじめのうち強かった。第二期工事までに完工する三三エーカー（一三・四畝）をはるかに超える、九六三件、総面積一七五〇万平方尺（一六二・二畝）もの申し込みが同年一月二二日までにあつた△／五二八二／五三三〇の二六〇。これは、政庁に第三期工事を決意させる契機となり、第三期工事が完工後、新たに六三・八エーカー（二五・八畝）が供給されることとなつた。

要するに、余達之もカドゥーリも、予測内容は同じであつたが、その先に見通されていた政策は、正反対だつた。経済地理学者ハーヴェイは、資本主義社会における地代のなかに、空間の区画をさまざまの経済主体に配分する機能（土地利用調整）と、土地所有者の所得源泉としての機能、という二面性を指摘している。觀塘開発においてこの二面性は、産業資本家階級を代表する余達之と、土地所有階級を代表するカドゥーリとの抗争に、その自己を表

出した。すなわち、前者は、需要が強いから随意契約など低地価政策を通じ、作用空間としての土地を工業により多く配分すべきだ、と主張し、後者はこれに対し、需要が強いからもっと地上権価格を高くして空間からの収入の極大化を図るべきだとし、とりわけ第三期計画において、少量の供給しか行わず地上権は競売で販売する、という方向を主張した。この機能の二面性のうちどちらが優越するかは、異民族支配の植民地社会香港において、つまるところ、植民地の社会構造がもつ政治過程によってしか決定され得ない。

こうして觀塘の工業開発計画は、工業生産に対する低価格の用地供給という当初の理念・意図からしだいに離れ、空間を通じた富の収取という目的をもって動きはじめた。香港を支配する英系白人が、空間の希少性を「資源」としここから富を榨出し経済的蓄積を行う、という戦後香港における植民地経営の構造が、こうしてはつきりと頭をもたげてきた。

#### 第四節 觀塘開發の変質——工業化のための土地利用調整から、植民地政庁の所得源泉としての空間へ

##### 一 觀塘新工業地域作業委員会の報告——民族と階級との重合した闘争

五六年一月、前章までに述べた議論、ならびに觀塘の土地に対する工業化からの応募状況を集約し、觀塘新工業地域に関する作業委員会は、その発足当時から権限事項とされてきた、工業ならびに工場労働者とその家族の住居に用地を供与する方式と条件・「土地利用配分のための制度」・「労働者のために工場が建設を求められるであろう住宅のタイプ」について、行政評議会へ提出することとなる報告書の草稿をまとめた。これについてさらに政庁内で討議が重ねられ、五六年五月一五日の行政評議会に「觀塘新工業地域に関する作業委員会報告 Report of the Working Committee on the New Industrial Area at Kun Tong」が上程された。この報告書は、この作業委員会

の最終報告という性格をもっていた。

ここで、第一期・第二期工事で完成する用地二五七・九万平方尺(二四・〇畝、道路などの共用部分を除いた実面積)を一万余から二〇万平方尺(九二九㎡から一八五八〇㎡)まで一八〇区画に分ち、実面積の約一五%にあたる三七・七万平方尺(三五〇二三㎡)を随意契約の「工場アパート」五棟用にとりのけておくこと、労働者住宅を確保するため、工場主ならびに民間企業に住宅供給を推奨し、同時に香港住宅協会・住宅公園の団地建設用地を確保し、親塘近傍に徙置住宅建設も検討すること、などが取り決められた。

本報告書は、カドゥーリらの巻返して競売方式が導入されたというものの、いぜん工業化のための作用空間と所得獲得の媒介としての空間、という民族と階級とが重合した抗争における二面性をそのままはらんでいた。すなわち一方で、できるだけ多額の地上権価格を政庁が獲得できるように空間利用の高密度化を図るとともに、空間を過少供給して土地に対する香港中国人資本家の競争的付け値を意図的・積極的に鼓舞しながら、他方で、土地利用配分をこうして生成される市場メカニズムに必ずしも委ねず、産業別用地割当を堅持して親塘開発に空間的な産業政策の色彩を持たせる、という妥協的内容だったのである。

まず、前者の点について本報告書は、「用地は、競売において競争を刺激するような比率で配分されるべきである」<sup>(32)</sup>、また「申請した区画が利用できないことだけを理由に登録した申請者が用地入札に参加する機会を拒否されるべきではない。この「拒否しないという」ことは競売における競争を刺激するであろうし、受領された申請との関係において用地配分が必然的に持つ恣意性からみても正当化される」<sup>(33)</sup>(強調は水岡)と明示的に述べ、さらに、用地は一括でなく「一週間に五〜六区画ずつ」<sup>(34)</sup>小出しに競売にかけるとされた。ここに、主要な産業部門に一定量の作用空間を確保しつつも、空間の意図的な過少供給により地上権価格を高騰させる、という政策の生成をはっきり読み取ることができる。また、過少供給とならんで地価高騰効果をもつ空間の高密度利用については、工場

アパートの建設を積極的に推進し、払下げる最小区画を一万平方尺（九三〇<sup>sq</sup> m）として、所要面積九千平方尺（八三六<sup>sq</sup> m）以下の軽工業の工場が競争的付け値に参加しないことが求められた。ただし、この工場アパート用地それ自体は、この時点ではいぜん例外的に随意契約とされていた。

香港工業化のための作用空間配分における計画性については、いくつか産業配置のための計画的方策がとりきめられた。すなわち、工業用水が五七年七月まで完工しないため紡績・織物・染物などの部門は不許可、警備員以外の住居の設置を工業用地内に禁止、工業立地が持つ外部性への配慮から、啓徳空港に近接しているため航空機の視界を損ねるような煙を発生させる産業やその他公害型産業の立地は不許可、近接して立地すると具合の悪い工場が隣接しないよう配慮、などの立地政策である。また、開発された用地が工業開発のための作用空間として正常に機能するためには、地価高騰政策が必然的にもたらず否定的な帰結を阻むことが必要となるが、この点で報告書は、五年間のあいだ、地上権払下のさいに指定された産業部門以外の利用は禁止する措置をとった。

## 二 競売の開始と高密度化への動き

牛頭角の地先海面埋立工事は進行し、五六年夏の終りには完成に近づいた。並行して、商工局・公共事業局・労働局のそれぞれ責任者と官有地監督官がメンバーとなり、地上権売却をふくむ開発のまとめ役として「觀塘諮問委員会 Kun Tong Advisory Committee」が五六年九月に新たに組織された。これは、従来の「觀塘新工業地域に關する作業委員会」の後継委員会として、行政評議会が了承した報告書の実行と必要に応じた見直しを行い、さらに、今後の過程で基本的な政策の変更について総督に提言するなど権限事項とされた。

既に述べたように、用地は全体として一万平方尺（五四区画）から一〇万平方尺（四区画）まで八五区画に分けられ、売り値一平方尺あたり五<sup>sq</sup>で競売により地上権が払下げられた。権利金を全額即金で用意できない産業

競売順序	敷地番号	産業グループ	敷地面積 (平方フィート)	落札価格 (HK \$)
第1次	12	I	10,000	17.6
	13	I	10,000	23.1
	14	I	20,000	15.2
第2次	10	II	10,000	18.7
	11	II	10,000	20.5
	18	III	46,000	12.2
第3次	41	III	20,000	10.9
	42	III	20,000	9.0
	9	II	10,000	14.0
第4次	30	IV	10,000	20.3
	31	IV	10,000	18.3
	40	IV	20,000	8.9
平均			16,333	14.11

表1 観塘開発初期の用地競売状況 (出所: <31-1 in 2/5282/53 III>)

家には、年率5%で割賦支払いを認める便宜も提供された。もっとも、権利金を全額払込み、政庁との間の建築契約を満たしたあとには地上権の転売 (assignment) や転貸も認められた<sup>(36)</sup>。民間から抵当金融を受けて政庁には全額即金で権利金を払込み、この地上権を投機対象として流動化する途も開かれていた。地上権は、表一に示すように、用水の完成を待たず、五六年九月一〇日を皮切りに、二週間おきに四万平方フィート(三七一六㎡)ずつ(例外もある)小出しで競売に付された。

行政評議会です承された報告書に則り、産業諸部門は「グループ」にわけられ、各部門ごとに面積が割当てられて、競売はグループごとに行われた。大まかなグループわけと割当面積は、第Iグループが繊維製品(割当面積三三万平方フィート(二九七二八㎡)・第IIはプラスチックや文具類など(割当面積一一万平方フィート(一〇二一九㎡)・第IIIは金属加工と電気製品(割当面積一〇三万平方フィート(九五六八七㎡)・第IVは木材と皮革加工(割当面積二九万平方フィート(二六九四一㎡)・第Vは化粧品や印刷(割当面積八万平方フィート(七四三二㎡)、であった(二一五二八二/五三三の二〇)。特に、第IIIグループの面積が大きいことから、上海などから移転してきた既存部門である繊維

産業と比べ、当時成長・先端部門であった電気関係を重視し、香港の新たな経済発展への足がかりを築こうとする産業構造政策の空間的な表現を読み取ることが出来る。それ以外についても、当時の香港に存在していた主要な産業部門のどれもが、親塘の工業用地を獲得する機会を得られるよう配慮されていた。

表一で九月一〇日より一〇月二二日までの競売状況を見ると、全区画で当初、随意契約で予定していた一平方メートルあたり五<sup>ドル</sup>を二〜四倍程度上回る価格で落札している。カドウーリの予想は、正しかった。また、狭い区画は特に高い価格で落札しているが、広い区画はそれほどなく、高密度化が地上権価格上昇に効果を持つことも実証された。このことから植民地政庁は従来からの信念にいつそう確信を深め、ますます高密度化を推進していった。<sup>57</sup> 五六年一〇月二三日に開催された諮問委員会では、競売にかけられる区画の大きさについて詳細に検討すること、大規模な区画の競売はできる限り遅らせること、という助言がなされた。

高密度化のためのもう一つの手段は、かねてから議論されていた、工場アパートの建設であった。これについても、同日の諮問委員会の見解を踏まえ、労働局長セジウィックによって次の指摘が一二月一三日になされ、消費手帳の共同利用化による労働者アメニティ空間の節約が、改めて求められた（二一／五二八二／五三三の五六）。

〔工場アパートは〕各企業主体が自ら平屋の事業所を持つのとくらべ、工業用地の節約利用に役立つ。だが、土地を十分に使いきっているとはいえない。というのも、各階が自立し（self-contained）、階ごとに専用の衛生施設・食堂・便所などがあるからだ。これらは「工場・産業施設規則 Factories and Industrial Undertakings Regulations」に定められたものであるが、建物の全入居者の共同利用に供されるものとして計画されるなら、ずっと少ない空間の必要だけですむだろう。工場アパート概念の主要な目的は、各企業主体のコストを引き下げることであったし、こうした施設を全入居者の共同利用として計画することで、利用できる空間を可能な限り十分

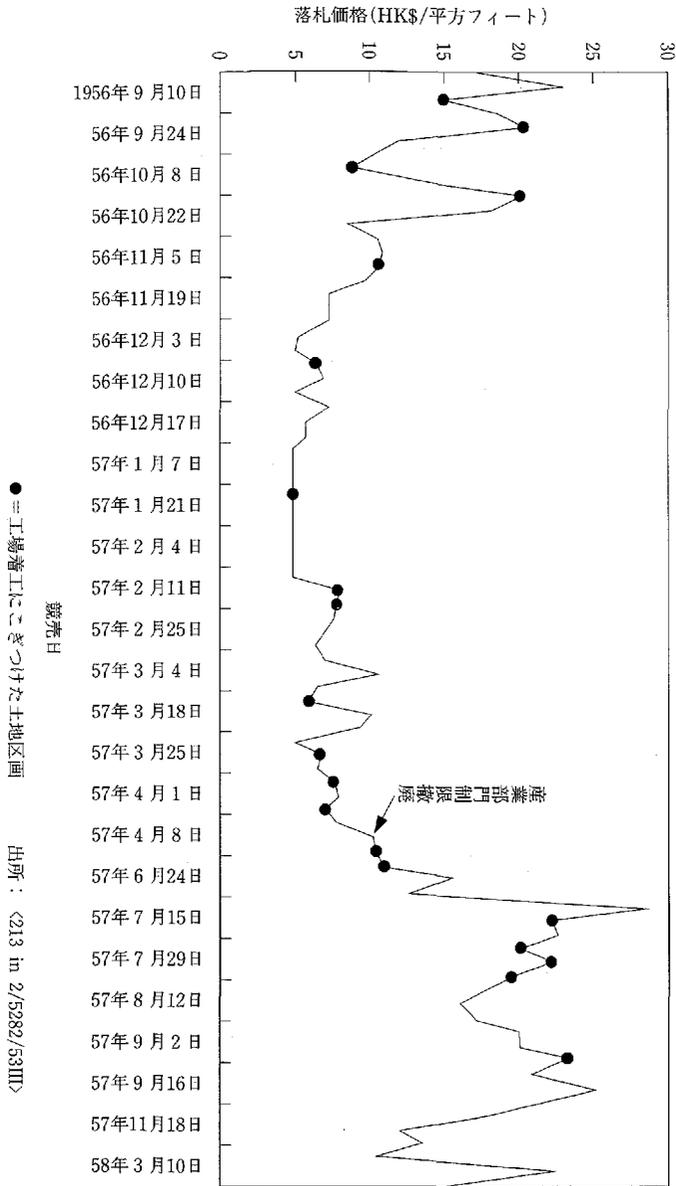


図2 観塘用地の落札価格

に利用し尽くすことであつた。このことは、「工場アパート」が単一の所有者によつてコントロールされることを前提する。

とはいえ、はじめのうち競売状況は政庁の思惑通りであつたが、進むにつれ、状況は変化した。単位面積当たり競売価格が傾向的に低下し、五七年に入ると、図二に見るとおり、売り値の五割でそのまま落札するというケースが相次いだ。

この事態に直面し、五七年一月一日の第三回觀塘諮問委員会で座長は、「個々の用地を特定の「産業」集団に限定することは不必要である」と提案し、これをめぐつて長い論議が闘わされ、結局、競売は四月八日を最後にいったん中止された。政庁が一般に広報した表向き理由は、「五月二二日付『South China Morning Post』によれば「多数の製造業者が、異なつたグループに属する多種多様な生産物を生産しているため、競売への参加を妨げられていゝる」というものだった。だが真意は、この政策「により競売参加者が増加し、価格を高騰させるが、実現された価格は特定の用地の利益と合致したものとなるであろう」との座長の言葉通り、觀塘の土地利用調整をより完全に市場メカニズムに委ね、競売価格の立て直しをねらうところにあつた（二〇五二八二／五三三〇の九八）。

この新政策は、五七年五月一日の行政評議会において決定をみた。新政策によれば、産業グループ別の割当を撤廃し、いかなる産業部門の企業家でも、公害産業や煙を発生させる生産過程を用いない限り（啓徳空港が近接していることによる）、企業家は自由にどの土地にも応札できる。さらに、これまでにすでに觀塘の地上権を入手している企業家について、「すでに支払つた権利金と、将来の競売で得られる市場価格との差額にあたる追加の権利金を支払うならば」、過去に応札した際の産業グループに特定されず、どの産業部門の工場であつても自由に建設できることとした。二万から一〇万平方呎（一八五八㎡から九二九〇㎡）の範圍の区画を例にとると、すでに支払つた権利

金と一平方メートルあたり一七<sup>円</sup>（一<sup>坪</sup>あたり一八三・〇<sup>円</sup>）との差額を支払えば、部門の制約をうけないことになった。<sup>(38)</sup>

この新政策の効果は、図二に一目瞭然である。同年九月までに払下げられた地上権についての公共事業局長報告によれば、二万から五万平方メートル（二八五<sup>坪</sup>から四六四五<sup>坪</sup>）までの区画の落札価格は一平方メートルあたり平均一六・七二<sup>円</sup>（一<sup>坪</sup>あたり一八〇・〇<sup>円</sup>）、五万から一〇万平方メートル（九二九〇<sup>坪</sup>）までが一七・一二<sup>円</sup>（一<sup>坪</sup>あたり一八四・三<sup>円</sup>）に高騰し、当初の随意契約で想定された価格を、再び三倍以上上回った△／五二八二／五三三〇の二三四<sup>円</sup>。さらに、以前の報告書では例外的に随意契約によるとされてきた工場アパートについても、五七年三月二六日の第四回諮問委員会において、随意契約を止めて競売方式が導入されることと決定された。

### 三 遊休地の増大と土地投機

観塘の工業用地の競売がすすみ、観塘開発のなかに産業政策よりも植民地政庁の所得の源泉として位置づける方針がますます明確化されるにつれ、観塘に生産された空間の経済的性格に、大きな変容が生じた。すなわち、落札した多数の土地において実際に工場の建設が進まず、その相当部分が遊休地として放置されるという事態が発生したのである。

五八年一月半ば現在で、既に競売に付された八一の区画のうちの三五・八%の二九区画について、地上権を購入した土地での建設計画が承認をみていなかった。特に、産業部門制限撤廃直前、落札価格が低迷した五六年一二月から翌年四月までの五ヶ月間に売却された三九区画について見ると、七六・九%に達する三〇区画で建設計画が未承認、そのうち一つの区画について、一平方メートルの最低価格で落札した所有者がこれを八・五<sup>円</sup>で転売しようとした事実が明るみにだされた△／五二八二／五三三〇の二三三<sup>円</sup>。工場着工にこぎつけた土地区画はさらに少なく、図二に点で示された二〇区画だけであった。

五八年三月二日、香港中華總商會会長の黄克兢 Haking Wong は、商工局長あて書簡で、「觀塘の土地区画を入手した産業者たちは、入手したのち所定の期限内に工場を建設するという条件を満たすことが大変難しくなっている」とし、その理由として、まだ落着いていない埋立地は常に沈降の危険があること、用水・電力が利用できないこと、労働者用住宅区画がないことを挙げて、工場建物建設期限を延期するよう訴えた（二〇五二八二/五三IIIの一五四）。これに対し公共事業局長は、いずれも既知の事実であるか実際と異なる指摘で労働者用住宅建設も鋭意努力中である、と述べ、商工局長は、黄会長を「言い訳をして責めを政庁になすりつけようとしている」と非難した（二〇五二八二/五三IIIの一五九）。

競売方式採用による地上権価格高騰が産業者に資金不足をもたらし、觀塘を生産の作用空間として利用され難くした側面もなかったわけではなからう。だが他面、このことにより、香港中国人にも空間からの収入の極大化、すなわち土地投機へのインセンティブが徐々に浸透していった。さきに述べた、工業生産のための作用空間と所得の源泉としての空間という二面性において、被支配者である香港中国人もしいに後者に傾きだしたのである。

工場アパート用地についても、状況は惨めだった。五八年八月一日の觀塘諮問委員会報告（二〇五二八二/五三IIIの二〇五）によれば、五七年八月に二・八万平方呎（二六〇一・二<sup>m</sup>）の土地が一平方呎あたり単価一四・三二<sup>ポ</sup>（一<sup>m</sup>あたり一五四・一<sup>ポ</sup>）でナショナルラッカーペイント社に、そして二月には二・五万平方呎（二三三二二・五<sup>m</sup>）の土地が単価五・六八<sup>ポ</sup>（同六一・一<sup>ポ</sup>）で東南アジア投資エージェンシー社に、それぞれ売却された。しかしどちらの用地でも着工はなく、テナントの予約申し込みもない、という状況であった。特に後者が、売り値をわずかに上回る額で落札したことは、工場アパートに関する限り、他の多くの投機筋からすら見放されていることを窺わせた。

冒頭に述べたように、觀塘の工業用地は元来、牛頭角の「黙認」スクオッターを労働力として念頭におき、その

場所に配置された。黙認スクオッターが、治安上の問題のため距離で仕切られた遠隔地に配置された以上、その近傍への工場立地には、九龍半島に集積する既存の産業集積との空間統合が不可欠となる。加えて、紡績など香港を代表する部門の工場は用水消費型であるが、観塘で水は得難かつたし、拡張される新啓徳空港に近いため、煙を出す産業も不許可となった。こうした不利な条件が重なって、すでに都市インフラストラクチュアが十分整備された既成市街地と比べ観塘が持つ相対的優位性が乏しくなれば、多数の休閒地が発生するのはいわば当然の帰結といつてよかつた。そして、都市建造環境は将来いづれ整備されるであろうという見通しを持ちつつ、購入者は投機的な姿勢に転じていったのである。

では、この時期の香港の工業化を支えた生産空間は、いったいどの場所にあつたのだろうか。五四年、すでに政庁は九龍北部の市街地に接した石硤尾に最初の高層徙置住宅を建設し、労働力にいつでもなりうるスクオッターがはりついた。難民再定住局 Department of Resettlementは引続き五六年五月から、石硤尾から一kmと離れていないう大角咀に、難民用工場アパートへ一／四八〇二／五五Iの一九建設プロジェクトを開始した。このアパートは、既存の都市・工業集積のただなかに立地し、しかもスクオッターが営む小規模工場でも入居できるため、大好評であつた。この状況を、労働局長セジウィックは、五八年六月二六日付植民地長官宛メモへ二／五二八二／五三IIIの一八四で次のように述べている。

工場アパート空間への需要はあると確信している。大角咀地区と土瓜湾に最近開発された新しい工場用建物の階床の九〇％は、各別に、一ないし時に二の製造業者に貸し出された。観塘の工場アパートを購入することに現在関心が乏しいのは、私のみるところ、その特定の地区に住宅・学校・交通機関が欠如しているのが主たる理由である。今日、いくつかのクリアランス計画があり、これには難民工場アパートには大きすぎるタイプの工場が

	項 目	単価(HK\$/ 平方フィート)	面 積 (平方フィート)	金額(HK\$,1,000)
支 出	工業地区埋め立ておよび道路・排水施設建設 (I・II期)	4.87*	2,366,700	11,525.829
	第1期住宅地区造成および道路・排水施設建設、商業用地造成			2,500
	小 計 (A)			14,025.829
取 入	市場価値での工業用地販売	10**	2,366,700	23,667
	商業用地販売	15	216,700	3,250
	住宅用地販売 (I期)	10	327,000	3,270
	住宅用地販売 (II期)	7	501,500	3,510.5
	小 計 (B)			33,697.5
利潤	(B) - (A)			19,671.671

表2 観塘開発の収支見積り (資料: <2/5282/53 III>, 1956年4月27日)

(注)\*…政府の見積計算では、支出を競売開始値の5香港ドルとしており、利益が過小に見積もられている。本表では、実際の費用をもとに利益を計算しなおした。

\*\*…実績値は、HK\$13.26である。本文参照。

かかっている。これらの企業は空間を必要としているが、自らの工場を建設するために自分で土地を買う十分な資本を持っている企業家はほとんどいない……。計画がいったん軌道に乗りさえすれば、いやいやながらの姿勢は消滅するだろう。

このように、当時の工業生産活動のために、不便な観塘で提供された作用空間の供給は、時期尚早であった。この状況に直面し、五九年一月六日の第六回観塘諮問委員会は、落札価格の二五%の保証金を第一回分割払い支払時期までに払わせ、建物竣工の際に五%の金利を付して返済するが、建物が建たない場合は政府がその区画の地上権を回復(官有地回収)し再競売に付する措置を案出した(二二/五二八二/五三三の二二四)。この措置をとるに際し諮問委員会の心配は、香港の産業発展への影響よりも、工場を建設せず契約違反し

た土地を回収後それが以前より高価格で売れるかどうか、ということだった。この点に関し諮問委員会は、「すべての区画がその使用者に対する特定の制限なしで販売されるのであるから、長期的には、再販売すれどもともと実現したのと同じ額を入手できるかなりの可能性がある」という見通しを示した。この提案は、五月二六日の行政評議会です承された。

こうして、空間から少しでも多くの収益を実現する要請のため、観塘開発がもつ産業政策としての意義はますます弱くなった。これまでの叙述が物語るように、これは決して事後的に生じた意図せざる開発の歪みではない。政庁は、観塘開発により利潤を獲得し、「空間を資源とする植民地経営」を行う明確な見通しで行動したのである。植民地長官第一補佐の見積りによれば、観塘開発のバランスシートは表二のように計算されている。利潤率は投下資本(支出)の一四〇%とされたが、見積もられた工業用地収入単価、一平方呎あたり一〇<sup>ドル</sup>(一<sup>平方</sup>あたり一〇七・六<sup>ドル</sup>)を実績は上回り、五八年三月までの平均で二三・二六<sup>ドル</sup>(一<sup>平方</sup>あたり一四二・七<sup>ドル</sup>)だった。利潤をこの額をもとに計算し直せば、利潤額は二七三万七一一三<sup>ドル</sup>、利潤率は一九五・三%に達する。当時の商工局長アングスが形容した、空間を「供給することを通じて香港の産業を援助する、という企図」において、「実験的性質を持つ」観塘開発は、工業開発としてでなく、空間からの所得獲得という、別の目的の実験場となったのである。

## 第五節 むすび

観塘では、五八年初頭までに八四区画が販売されたものの、操業しているのは刺繡工場・魔法瓶工場・金具工場  
の三工場、そこで就業している労働者総数は四〇〇人、といううみじめな状態<sup>40</sup>で、同年半ばごろに、九龍半島の土瓜  
湾に立地していた大手企業南洋紡績を含む紡績・織物業計三工場が移転するのを加えると、計二八〇〇人が雇用さ

れるのみであつた。

以上の経過を踏まえアンガスは、觀塘開發全体を振り返り、「全体として、われわれの小規模産業家を援助しようとする政策は失敗した。なぜなら小規模産業家自身は資力を持たないか、投機家であるか、あるいはただ単に自己の生産を努力して改良する意欲がないからである」と嘆いた(二〇五二八二/五三三三の二三四)。また、かつてスクォーター問題で報告書をまとめた民生局長ウエークフィールドは、五八年五月一七日にまとめた觀塘開發に関わる報告書「Development in the Ngau Tau Kok: Kun Tong Area」で「土地は政庁によって工業と住宅用に販売されたが、この土地に獲得された高価格への刺激は、大部分投機家とブローカーから来たものであると思われ、購買者は、自分の買った土地を開発する誰か他の人を見つけないという期待をもって、投機者になつた」(二〇五二八二/五八の九)と指摘した。

とはいえ、空間を資源とする植民地経営という方式、そしてその中で香港中国人も利益を得る共存の関係は、以後の香港のさまざまな開發プロジェクトにおいて、多様な姿をとりつつライトモティーフとして定着し、さらに精緻化され発展させられてゆく。觀塘開發は、そのための橋頭堡となつたという点において、香港英国人による空間包摂を通じた戦後の香港植民地支配に、重要な画期をもたらした。

このことは例えば、觀塘開發が一段落した六一年六月二三日、当時の植民地長官補佐 Assistant Secretary が、世界銀行の融資を香港の開發プロジェクトが受けるべきであるかどうか検討した覚書(二〇五二八二/五六)に、次のようにあらわれている。

…政庁にとつてもっとも骨の折れる仕事のひとつは、この場所「香港」を外部の資本に魅力的なものとし、われわれの市場をわれわれが生産する財を受け入れるよう開いておくことである。だが他のこともある…。/ニユー

タウ・ンが儲かるものだということとは、論じておくに値しよう。舟湾水庫 Plover Cove Reservoir はニュータウ・ンのあるなしにかかわらず建設されなくてはならなかったし、これはわれわれにとって赤字だった。…土地販売および地目変更の権利金・新しい土地税・利潤税・公課などは、おそらく政庁の支出を超過する率で入ってくるであろう。…水道計画を別にすれば、この植民地は全体として、支出したより多くの収入を得てきたのである。…(強調は水岡)

これまでの本稿の検討で明らかとなった、工業空間の生産過程において利潤をあげる香港植民地政庁の意図は、ここに明確に示されている。空間を資源とする植民地経営の実現、という点において、觀塘開発は立派に、そして予定通り、成功したのである。

注

(1) D. Michael Clancy, *Hong Kong: A Political Anomaly*, in *Hong Kong: Dilemmas of Growth*, ed. by Leung Chi-keung, J. W. Cushman and Wang Gungwu, Canberra: Australian National University, 1980, p. 643.

(2) 拙稿「香港における英系白人支配と『計画された競争』政策」『世界経済評論』一九八三年一〇月、J. R. Shiffer, *Anatomy of a Laissez-faire Government, the Hong Kong Growth Model Reconsidered*, Hong Kong: Centre of Urban Studies and Urban Planning, HKU, 1983; M. Castells, L. Goh and R. Y. W. Kwok, *The Shek Kip Mei Syndrome: Economic Development and Public Housing in Hong Kong and Singapore* (Studies in Society and Space No. 4), London: Pion, 1990.

(3) Milton Friedman, *Free to Choose*, Harmondsworth: Penguin Books, 1979, pp. 54-55; 西山千秋訳『選択の自由』日本経済新聞社、一九八〇年、五六・五七ページ。

(4) 毛利健三『自由貿易帝国主義』東京大学出版会、一九七八年。

- (5) 拙稿 前掲注一
- (6) Leleuvre, Henri, *Production de l'Espace*, Paris: Editions Anthropos, 1986.
- (7) 田村秀男「危うい香港『不動産資本主義』』『日本経済新聞』一九九六年二月二二日号。
- (8) E. G. Wakefield, *The Art of Colonization: with Present Reference to the British Empire*, London: W. Parker, 1849.
- (9) 香港の植民地経営において空間が果たした機能に関わる諸疑問については、さしあたり、拙稿「香港植民地支配のしくみと香港返還」、所収『知つてもきたい中国 三、香港・マカオ・台湾』青木書店 一九九六年、七九ページの図参照。
- (10) 拙著『経済地理学——空間の社会への包摂』青木書店、一九九二年。
- (11) 拙稿「英国人による香港植民地統治と空間の包摂——序説」、『橋大学研究年報・経済学研究』三五号、一九九四年。
- (12) David Harvey, *The Urbanization of Capital*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1985, p.155 (水岡監訳『都市の資本論』青木書店、一九九一年、二〇九ページ)。
- (13) Scott, A. J., *Metropolis: From Division of Labor to Urban Form*, Los Angeles and Berkeley: University of California Press, 1988, p.233 (水岡監訳『メトロポリス』古今書院、一九九六年、二二六ページ)。
- (14) Roger Bristow, *Hong Kong's New Towns: A Selective Review*, Hong Kong: Oxford University Press, 1989.
- (15) Edward Szczepanik, *The Economic Growth of Hong Kong*, London: Oxford University Press, 1958, pp.48-49.
- (16) 「建造環境」の概念について David Harvey, *The Limits to Capital*, Chicago: University of Chicago Press, 1982 (松石勝彦・水岡ほか訳『空間編成の経済理論』下、大明堂、一九九〇年) Ch. 8 参照。
- (17) Memorandum for Executive Council, X.C.C. 39, For discussion on 24th May, 1955.
- (18) この点につき、注一七の会議資料は、「もし工場の所有者が土地購入のための巨額の資本借入の必要とそれに伴う費用から免れうるならば、よりまともな資金を支払い、労働者たちに住宅や福利厚生手当を供与することもできることとならう」と述べている。
- (19) J. C. McDouall, "Report on Squatters dated 8.11.50 by S. W. O", 1950, para 14 (5-1 in 1/6/3091/48 I)。
- (20) 以下、香港植民地政庁資料からの引用は、ファイル番号をくくりに囲んで示す。これらの資料は、香港のPublic Record OfficeのうちにRecord Management Officeに所蔵されている。

- (21) 戦時中香港を占領した日本軍は、無計画な占領政策のもとで、無人島などへ香港中国人を強制移動させたことが戦後になって広く明らかとなり、改めて香港中国人の怒りを買った。謝永光『戦時日軍在香港暴行』明報出版社、一九九三年、二〇七―二一〇ページ（森幹夫訳『日本軍は香港で何をしたか』社会評論社、一九九三年、二一九―二三三ページ）参照。
- (22) 迫立てに抵抗するスクオッターに直面し、「政治的困難を感じ取った市政局英国人官僚は、五一年九月一日、植民地長官あて、スクオッターたちは「日本人がここにいたのは征服から生じた権利によってであつたし、われわれ〔英国人〕がここに居るのも征服から生じた権利によってである」と主張している。日本人は侵略者で間違つていて、いかなる地権をも与えうるものではない」と主張してみたところでは何の役にも立たないことは、もうわかつた」へ二／六／三〇九一／四八二の七八」と報告した。
- (23) *Limits to Capital, op. cit.*, pp.362-366 (訳五三二―五三七ページ)。
- (24) 拙稿、前掲注一、一七六―一七七ページ。
- (25) 一九五四年九月一六日の作業グループ会議事録へ二／五二八二／五三二の四三。
- (26) *Hong Kong Hansard: Reports of the Meeting of the Legislative Council of Hong Kong, Session 1955*, Hong Kong: Government Printer, P.37.
- (27) *Ibid.*, p.89.
- (28) Memorandum for Executive Council X.C.C. 41, For discussion on 14th June, 1955.
- (29) *Hong Kong Standard*, 29 September, 1955.
- (30) *Limits to Capital, op. cit.* Ch. 11.
- (31) この考え方が、軽工業工場と公営住宅とを隣接して建設し、輸出型工業化を支える建造環境の編成を生産する、というのちのニュータウン政策の原形を形作つた。この詳細については、別稿に委ねる。
- (32) "Report of the Working Committee on the New Industrial Area at Kun Tong", Para. 18, in the Memorandum for Executive Council on 15th May, 1956.
- (33) *Ibid.*, Para 37. この文言について、作業部会の草案では「競売での競争を刺激するため、提供する用地は申請数の半数だけにすべしである」へ二／五二八二／五三二の三三―三六（強調は水岡）と比率すら具体的に書きこまれていた。
- (34) *Ibid.*, Para 38.

- (35) Ibid., Para 26.
- (36) *South China Morning Post*, 23 August, 1956.
- (37) この点は、国有地・測量監督官代行ポッターの次の発言に明確に現れている。「他のところで私が経験したように、この大きな区画はあまり人気がないし、小さな区画ほど高い価格を獲得できない」△／五二八二／五三Ⅲの二〇〇。この点からポッターは、観塘の土地区画をさらに細分化するよう提案した。
- (38) 区画面積が二万平方呎の場合、基準となる市場価格は、二〇、<sup>1</sup>であった。
- (39) *South China Morning Post*, 22 May, 1957.
- (40) J. T. Wakefield, "Development in the Ngau Tau Kok-Kun Tong Area" (本文参照)。